保護者用

令和６年９月

児童クラブ入所について

１　基本方針

本市では、必要な児童が全員児童クラブを利用できるように、これまで新設・拡充により定員を拡大しつつ、２７ヶ所の児童クラブ（校内８か所　校外１９か所）を開設しています。子どもが居心地よく過ごせるよう、児童クラブでは一人当たりの面積をおおむね１．６５㎡確保するという基準があるため、一部の児童クラブでは、希望者全員が入れず、第２希望以降の児童クラブに入所する等の調整をお願いすることがあります。

２　受入れルール

入所受付期間（１１月～１２月２日(月)）の児童受け入れ決定は、次のルールで行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表番号 | 対象者 | 受付・決定方法 |
| ① | ａ．既登録者（短期利用を除く）ｂ．短期利用の既登録者で、通年利用への変更をする場合ｃ．上記ａまたはｂの兄弟（既登録・新規を問わない） | ・申込書提出（１２月２日締切）がイコール「受入決定」とします。 |
| 表番号 | 対象者 | 受付・決定方法 |
| ② | 通年利用の新規登録者（学年問わず）（兄弟が「短期利用の既登録者」である場合を含む）・兄弟が「通年利用の既登録者」である場合は表①の扱い | ・１０月から行われる各クラブの説明会に行く。・申込書提出（１２月２日締切）　↓・受け入れ先を調整　↓・受け入れ先決定　↓・通知（１月中旬） |

※表②の調整　 同校区エリアの児童クラブ間で１人あたりの面積が大きく異ならないように、調整を行います。調整方法については、受付時に優先順位づけのくじを引いてもらい、くじの順を考慮しつつ児童クラブの希望順位を踏まえて決定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表番号 | 対象者 | 受付・決定方法 |
| ③ | 短期利用者（既登録、新規登録を問わない）※表①、②に該当する場合を除く | ・申込書提出（１２月２日締切）　↓・受け入れ先を調整　↓・受け入れ先決定　↓・通知（１月中旬） |

※通年利用で申込し、途中で短期に変える場合は、他の通年利用者の方を優先します。

※短期利用者に関しては、通年利用者の決定後、調整をさせていただきます。

短期の場合、空き状況によっては兄弟優先受け入れが出来ない場合があります。